

令和7年度

いわゆるベビーシッター

居宅訪問型保育事業者集団指導

ベビーシッターの方は1年に1回集団指導を受講する必要があります。

なお、幼児教育・保育の無償化の対象となるには、集団指導を受講し、基準を満たす旨の証明書の交付を受ける必要があります。

受講方法

「指導検査 事業者ポータル」を使用します。

受講の流れについての詳細は、実施通知に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

指導内容

必修	
(1) 居宅訪問型保育事業（個人事業主） ～制度概要編～	子供・子育て支援部保育支援課
(2) 居宅訪問型保育事業（個人事業主） ～指導監督基準解説編～	指導監査部指導第二課 （保育施設検査担当）
(3) 認可外の居宅訪問型保育 安全確保のポイント （こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業）	
(4) 保育園での事故を防ぐために ※ 認可保育所講習会と同じ動画です。	

※参考資料として、交通安全対策についてのパンフレットを掲載しておりますので、ご覧ください。

受講期間 (注)期間内の受講を逃した場合、来年度まで受講できません。

令和7年10月15日（水曜日）から同年12月19日（金曜日）まで

※受講期間の始期は変更する場合があります。

FAQ

Q1 集団指導を受けなかった場合どうなりますか？

A1 正当な理由なく受講しなかった場合は、別途立入調査を行う場合があります。

Q2 運営状況報告書とは違うものですか？

A2 違うものです。運営状況報告書の提出と集団指導の受講両方が必要です。

Q3 昨年度も受講しましたが、今回も受講が必要ですか？

A3 年に1回の受講が必要です。今年度も集団指導の受講が必要です。

担当

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階南側

東京都福祉局指導監査部指導第二課保育施設検査担当

電話：03-5320-4055（直通）

メールアドレス：S1140303@section.metro.tokyo.jp

受付時間：平日午前9時から正午まで・午後1時から午後5時45分まで